

意見案第6号

「北海道における持続的な鉄道網の確立」への対応を求める意見書

昭和62年4月に国鉄が分割民営化されJR各社が発足してから32年が経過し、国においては、分割民営化により、効率的で責任のある経営ができる体制が整えられた結果、全体として鉄道サービスの信頼性や快適性が格段に向上し、経営面においても、JR本州3社に続き、JR九州も完全民営化されるなど、国鉄改革の所期の目的を果たしつつあるとしている。

しかしながら、JR北海道及びJR四国においては、分割民営化に際し、経営の安定を図るために設けられた経営安定基金が、低金利下において営業損失を補うに十分な運用益を得られておらず、基金の実質的な積み増しや設備投資に対する助成や無利子貸し付けといった追加支援を実施してもなお、経営の安定化が図られていない状況にある。

こうした状況において、国は、平成30年7月にJR北海道に対する監督命令を発し、経営改善に向けた取り組みを命ずるとともに、令和2年度まで、400億円台の支援を行うことを決定したものの、いわゆる黄色線区の支援に関しては、地方に同水準の負担を求めているが、国鉄改革の目的が達せられていない中、国と地方が同水準の支援を行うとする地域公共交通活性化再生法の枠組みで事業範囲の見直し問題を議論することは適切ではなく、JR北海道の経営問題として捉え、引き続き、経営に強い権限を有する国が中心的な役割を担い、道内各地を結ぶ路線の維持を図りながら、JR北海道の経営自立を果たしていく必要がある。

また、北海道における鉄路は、地域住民や観光客等を道内各地に運ぶ旅客輸送のみならず、全国各地をネットワークで結び、低コストで安定的に輸送可能な物流基盤として大変重要な役割を担っており、我が国の食料供給基地である北海道から新鮮な農畜産物を全国に移出するほか、宅配品や書籍といった道民の生活必需品を道内に移入するなど、北海道の鉄路が国民生活の利便性向上に大きな役割を果たしていることを踏まえた対応が求められている。

よって、国においては、令和3年度以降のJR北海道に対する支援の構築に当たって、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国鉄改革の目的である株式上場を果たしていない現状や数次にわたる支援の経過を踏まえ、引き続き、国の責任において、JR北海道に対する支援を行うこと。
  - 2 国家的な公共インフラである青函トンネルの維持管理や、積雪・寒冷対策など、本道の特殊性に対応して、国の負担のあり方を抜本的に見直すこと。
  - 3 国家戦略の推進に必要な交通ネットワークを維持・形成する観点から、2次交通の維持・充実を図るスキームを構築すること。
  - 4 新千歳空港の発着枠拡大や道内空港の一括民間委託などインバウンドを初めとする来道者の拡大の動きに対応するために必要となる大規模な構想やプロジェクトに対しては、国家的見地から、大規模な支援を行うこと。
  - 5 JR北海道の経営自立に向けて、北海道新幹線の高速化をできる限り早期に実現するとともに鉄道貨物が本道の農産物の移出のみならず、全国各地からの道民の生活必需品の移入にも活用されている現状を十分勘案し、北海道と本州間における物流の確保を図るためのあらゆる方策を講ずること。
  - 6 JR上場4社による新たな基金の設置やJR上場4社の法人税を活用した支援スキームの構築など、支援資金確保のための抜本的な対策を講ずること。
  - 7 JR北海道が地域との確かな信頼関係のもと事業を行うよう、適切な指導を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長 }  
参議院議長 } 各通  
内閣総理大臣 }  
財務大臣 }  
国土交通大臣 }

北海道議会議長 村田 憲 俊